

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011 - 231 - 4111
(内線 22-271)
FAX 011 - 232 - 1385
印刷 富士プリント(株)

目次

ページ

告 示

○一般競争入札による道有財産(土地)の売払い	(管財課)	一六三
○公募抽選による道有財産(土地)の売払い	(管財課)	一六四
○大規模小売店舗立地法第六条第一項(変更)の届出	(地域産業課)	一六五
○北海道補助金等交付規則に定める申請書等の様式の一部改正	(農政課)	一六五
○土地改良区の役員の退任の届出	(土地改良指導課)	一六八
○土地改良区の役員の就任及び退任の届出	(土地改良指導課)	一六八
○土地改良区の定款の変更の認可	(土地改良指導課)	一六八
○道管土地改良事業の工事の完了	(土地改良指導課)	一六八
○特定調達契約に係る落札者等の公示	(資源管理課)	一六九
○知事権限に係る保安林の指定の解除	(治山課)	一六九
○建設業者に対する監督処分	(建設情報課)	一七〇
○公共測量の実施の通知	(建設部総務課)	一七一
○公共測量の終了の通知(二件)	(建設部総務課)	一七一
○道路の区域の変更(二件)	(道路整備課)	一七一
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園下水道課)	一七二
○北海道の指定金融機関及び収納代理金融機関の一部改正	(経理課)	一七二
公 表		
○北海道分別収集促進計画	(廃棄物対策課)	一七二
公 告		
○公募型プロポーザルの実施(二件)	(地域政策課)	一七三
支庁告示		
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了		一七五
支庁公告		
○軽油引取税免税証の亡失の届出		一七五
○公募型プロポーザルの実施		一七五
道教育庁実習船管理局告示		
○特定調達契約に係る落札者等の公示		一七六
道公安委員会告示		

○遊技機の認定及び型式の検定等の告示
道警察本部告示
○一般競争入札の実施に関する公告

一七六
一七九

告 示

北海道告示第1518号

次のとおり一般競争入札により道有財産(土地)を売り払う。

平成14年9月24日

北海道知事 堀 達 也

1 入札に付する土地及び入札日時

物件番号	所在地番	面積(㎡)	入札執行日時
余市 - 1	余市町梅川町1102番2	495.41	平成14年10月16日午前11時
倶知安 - 1	倶知安町北3条東5丁目2番32	623.39	平成14年10月16日午後2時30分

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産者で復権を得ない者

3 入札心得書、契約条項その他関係書類を示す場所

虻田郡倶知安町北1条東2丁目

北海道後志支庁総務部会計課管財係

電話番号 0136 - 22 - 1111 内線 2224

4 入札執行の場所

- (1) 余市 - 1

余市郡余市町朝日町11 - 1

北海道後志支庁余市合同庁舎2階会議室

- (2) 倶知安 - 1

虻田郡倶知安町北1条東2丁目

北海道後志合同庁舎3階1A会議室

5 入札保証金

入札者は、入札しようとする金額の100分の5以上の額の入札保証金を入札開始前に道に納付すること。

第 1 4 0 2 号

報 告 公 開 抽 選 北

なお、落札者が契約を締結しないときは、当該落札者が納付した入札保証金は、道に帰属する。

6 郵便又は電報による入札
認めないものとする。

7 契約保証金

落札者が契約を締結しようとするときは、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を道に納付すること。

なお、契約者が当該契約に定める義務の不履行を理由に契約を解除されたときは、当該契約者が納付した契約保証金は、道に帰属する。

8 契約書作成の要否及び代金支払方法

契約書の作成を要し、代金は知事が発行する納入通知書により、指定の期日（契約締結の日から20日以内）までに指定の場所に納入すること。

9 入札参加申込書の提出期限及び場所

入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。

(1) 提出期限 平成14年10月11日（金）

(2) 提出場所 北海道後志支庁総務部会計課管財係

10 入札執行の公開

入札執行を公開するので、入札の傍聴を希望する者は、入札執行時刻の15分前までに入札会場において傍聴の受付を行うものとする。

なお、傍聴の受付は定員になり次第終了する。

11 その他

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 申込者及び落札者がいない場合は、入札参加者等を対象として随意契約を行うこともあ

る。

北海道告示第1519号
次のとおり公募抽選により道有財産（土地）を売り払う。
平成14年 9 月24日

1 公募に付する土地及び抽選日時

北海道知事 堀 達 也

区画番号	所 在 地 番	地目	面積（㎡）	売 払 価 格	抽 選 日 時
稚内 - 1	稚内市こまどり3丁目2235番400	宅地	332.85	3,470,000円	平成14年10月18日 午後1時

2 応募する者に必要な資格

応募申込日において、北海道内に住所を有する個人又は北海道内に営業所を有する法人で、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者（契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者）でないこと。

3 応募の条件

(1) 応募区画数は、1世帯（1事業者）につき1区画とする。

(2) 応募区画の変更は、応募の受付期間内に限って行うことができる。

(3) 買受者は、土地の引渡しの日から5年間、売払地を引き続き住宅用地として供さなければならぬ。

(4) 買受者は、土地の引渡しの日から5年以内に売払地における自己所有の住宅（店舗又は事務所を兼ねた住宅を含む。）の建設工事を完了しなければならない。

(5) 買受者は、土地の引渡しの日から5年以内に北海道の承認を得ないで、売払地の所有権を移転し、又は売払地に権利の設定をしてはならない。

(6) 北海道は、買受者に対し、(3)から(5)までの条件の履行状況を確認するため、随時に实地調査をし、又は所要の報告を求めることができる。

(7) 北海道は、買受者が土地の引渡しの日から5年以内に(3)から(5)までの条件に違反した場合には、売払地の買戻しをすることができる。

(8) 買受者が(3)から(6)までの条件に違反したときは、北海道が定める金額を違約金として支払わなければならない。

4 応募要領、契約条項その他関係書類を示す場所

稚内市末広4丁目2 - 27

北海道宗谷支庁総務部会計課管財係

電話番号 0162 - 33 - 2510 内線 2224

5 公募抽選の場所

稚内市末広4丁目2 - 27

北海道宗谷支庁2号会議室

6 公募抽選申込書の提出期限及び場所

応募者は、次により所定の公募抽選申込書を提出すること。

(1) 提出期限 平成14年10月16日（水）

(2) 提出場所 稚内市末広4丁目2 - 27

北海道宗谷支庁総務部会計課管財係

電話番号 0162 - 33 - 2510 内線 2224

7 買受予定者の決定方法

一つの区画について、応募資格者が1名のときは、その者を買受予定者として決定し、応募資格者が2名以上いるときは、公開の抽選により買受予定者を決定する。

8 契約書作成の要否及び代金支払方法
契約に当たっては契約書を作成するものとし、売買代金は契約締結と同時に北海道が発
行する納入通知書により、指定の場所において一括して納入すること。
9 抽選の公開
抽選を公開するので、抽選の傍聴を希望する者は、抽選時刻の15分前までに抽選会場に
おいて傍聴の受付を行うものとする。
なお、傍聴の受付は定員になり次第終了する。

北海道告示第1520号
大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大
規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。
なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地
域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成15年
1月24日までに北海道渡島支庁商工労働観光課に到着するよう提出することができる。
平成14年9月24日
北海道知事 堀 達 也

- 1 届出事項の概要
- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ダイエー上磯店
上磯郡上磯町七重浜4丁目44番1号
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の
氏名
株式会社ジェー・イー・エル 代表取締役 中内 潤
東京都港区六本木二丁目2番5号
- (3) 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあって
は代表者の氏名
(変更前) 株式会社ダイー・ハイパースト 代表取締役 山田 康史
東京都港区芝公園2丁目4番1号
(変更後) 株式会社ダイエー 代表取締役 高木 邦夫
神戸市中央区港島中町4丁目1番1
- (4) 変更の年月日
平成14年9月1日
- (5) 変更する理由
営業権譲渡のため

- 2 届出年月日
平成14年9月9日
- 3 届出書等の縦覧
(1) 縦覧場所
北海道経済部地域産業課
北海道渡島支庁商工労働観光課
- (2) 縦覧期間
平成14年9月24日（火）から平成15年1月24日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民
の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年1
月3日までを除く。）
- (3) 縦覧時間
午前9時から午後5時15分まで

北海道告示第1521号
昭和49年北海道告示第809号（北海道補助金等交付規則に定める申請書等の様式）の一部
を次のように改正する。
平成14年9月24日
北海道知事 堀 達 也

農政第11号様式を次のように改める。

農政第11号様式（第3条第2項、第5条第1項、第14条）
平成 年度 小規模長期リース農場整備モデル事業実施計画（実績）書

事業実施主体名

1 本事業実施の必要性

2 指定要件の概要

法	令	等	策 定 年 月 日
農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第55号）に定める農業振興地域整備計画			年 月 日

地域農業エスタレーション推進事業実施要領（平成14年4月1日付け農調第448号農政部長通知）第2の2の(2)に基づく地域農業エスタレーション	年 月 日
--	-------

3 担い手対策協議会の開催

(1) 担い手対策協議会の構成

名 称 (設 立 年 月 日)	構 成 員			備 考
	氏 名	所 属	職 名	
(年 月 日)				

(注) 組織図を添付すること。

(2) 協議会の開催

開 催 月 日	検 討 内 容	参 集 範 囲	備 考

4 研修内容の検討

(1) 受入基準・研修プログラムの検討

月 日	検 討 内 容	参 集 範 囲	備 考

(2) 経営カルテの検討

月 日	検 討 内 容	参 集 範 囲	備 考

5 研修農場の選定

(1) 研修農場選定の検討

月 日	検 討 内 容	参 集 範 囲	備 考

(2) 研修農場の選定状況

市 町 村	字	地 番	地 目		面 積	所 有 者		備 考
			公簿	現況		住 所 (事務所)	氏 名 (名称及び代表者氏名)	

(注) 市町村位置図、研修農場配置図を添付のこと。

6 事業費の内訳

事業の内容	事業量	事業費(円)	負 担 区 分 (円)			備 考
			道 費	市町村費	その他	

農政第49号様式を次のように改める。

農政第49号様式（第3条第2項、第5条第1項、第14条）

平成 年度 地域就業環境整備促進モデル事業実施計画（実績）書

中核市町村		参加市町村	
事業実施主体		関係農協	
担当普及センター			

1 就農環境整備の基本的な考え方

・事業の必要性（現状と将来予測）

・地域の目指す姿

・解決すべき課題とその解決手法

・具体的取組内容

・役割分担

2 指定要件の概要

項	目	策 定 年 月 日
農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第55号）に定める農業振興地域整備計画		年 月 日
地域農業マスタープラン推進事業実施要領（平成14年4月1日付け農調第448号農政部長通知）第2の2の2)に基づく地域農業マスタープラン		年 月 日

3 地域担い手対策広域連合協議会

(1) 構成員

名 称 (設 立 年 月 日)	構 成		成 名
	所 属 ・ 職 名	氏 名	
(年 月 日)			

(注) 組織図を添付すること。

(2) 協議会の開催

開 催 月 日	内 容

4 事業内容

- (1) 農業技能訓練体制整備
ア トレーニングファームの設置

区 分	設 置 場 所	規 模	実 習 内 容	参加人数

(注) 区分には、稲作、畑作、園芸、花き、果樹、酪農、畜産の別を記入すること。

イ 機械及び施設の整備

内 容	台 数	設 置 場 所

ウ 農業研修教育の実施

開 催 月 日	場 所	内 容	参加人数

(2) 新規就農者等受入環境整備

トレーナーハウス等設置場所（住所）	受入農家名	台 数	研修者数

5 事業費の内訳

内 容	事業量 (積算)	事業費 (円)	負担区分 (円)			備 考 消費税等仕入控除税額
			道	市町村	その他	
(1) 農業技能訓練体制整備 ア トレーニングファーム設置 ・ほ場賃借料 イ 機械及び施設の						

設置 ・機械 ・施設					
う 農業研修教育の 実施 ・教材購入 ・講師謝礼 ・会場借上 ・指導補助員謝礼					
小 計					円
(2) 新規就農者等受入 環境整備 ・トレーラーハウス					
小 計					円
合 計					円

6 位置図
農業研修教育の実施場所、トレーニングファーム及びトレーラーハウスの設置場所
並びに受入農家の居住場所を明示した地図を添付すること。

北海道告示第1522号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、北見土地改良区から、
次のとおり役員の退任の届出があった。

平成14年 9月24日

退任年月日	理事・監事の別	氏 名	住 所
平成14. 8. 21	理 事	桂 惟夫	北海道知事 堀 達 也 北見市高栄西町 6 丁目 2 番 5 号

北海道告示第1523号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、神竜土地改良区から、
次のとおり役員の就任及び退任の届出があった。

平成14年 9月24日

北海道知事 堀 達 也

就退任 の 別	就退任年月日	理 事 ・ 監 事 の 別	氏 名	住 所
就 任	平成14. 8. 18	理 事	塩尻 芳央	深川市一已町字一已8932番地
同	同	同	久保 文雄	同 納内町字納内5341番地
同	同	同	安藤 秋廣	同 一已町字一已7431番地
同	同	同	渡邊 勝弥	同 音江町字内園618番地
同	同	同	宮岸 和幸	同 一已町字一已4428番地
同	同	同	板垣 勝明	同 納内町字納内4900番地
同	同	同 監 事	大石 武雄	同 一已町字一已6710番地
同	同	同	吉田 秀昭	同 納内町北 4 番 36 号
退 任	14. 8. 17	理 事	塩尻 芳央	同 一已町字一已8932番地
同	同	同	高村 昌弘	同 納内町字納内6345番地
同	同	同	片山 政一	同 一已町字一已7921番地
同	同	同	松浦 國昭	同 納内町北 3 番 38 号
同	同	同	安藤 秋廣	同 一已町字一已7431番地
同	同	同 監 事	久保 文雄	同 納内町字納内5341番地
同	同	同	大石 武雄	同 一已町字一已6710番地
同	同	同	渡邊 勝弥	同 音江町字内園618番地

北海道告示第1524号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により、次のとおり土地改良区
の定款の変更を認可した。

平成14年 9月24日

認可年月日	土 地 改 良 区 名	北海道知事 堀 達 也
平成14. 9. 3	南美原土地改良区	
同 14. 9. 9	愛別土地改良区	
同 14. 9. 11	篠津中央土地改良区	
同	小平町土地改良区	
同 14. 9. 12	追分町土地改良区	

北海道告示第1525号

次のとおり道営土地改良事業の工事を完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）
第113条の 2 第 3 項の規定により公告する。

平成14年 9月24日

北海道知事 堀 達 也			富 野 同		
地区名	事業の種類	完了年月日	薫りの郷	中山間地域総合整備（客土）	同 14. 1. 21
双葉	かんがい排水【国営附帯】	平成13. 1. 25	同	（暗きよ）	同 12. 12. 8
江部乙西南	水田農業経営確立排水対策特別	同 14. 1. 30	同	（ほ場整備）	同 13. 12. 20
大 願	同	同 14. 2. 15	同	（農業用用排水）	同 12. 8. 30
南 3 号	同	同 14. 3. 20	同	（客土）	同 13. 1. 19
南長沼第1	ほ場整備【担い手育成型】（農業用用排水）	同 6. 11. 17	同	（暗きよ）	同 13. 11. 20
同	（暗きよ）	同 6. 12. 9	同	（ほ場整備）	同 13. 12. 14
同	（区画整理）	同 8. 2. 20			同
同	（区画整理）	同 13. 11. 15			
常 磐	（区画整理）	同 13. 12. 20			
共 和	（区画整理）	同 14. 1. 21			
新 赤 川	土地改良総合整備【一般型】（農業用用排水）	同 11. 11. 30			
同	（客土）	同 12. 11. 30			
同	（暗きよ）	同 13. 12. 14			
渭 の 津	土地改良総合整備【担い手育成型】（農業用用排水）	同 12. 11. 30			
同	（区画整理）	同 13. 12. 14			
同	（暗きよ）	同 13. 9. 25			
同	（農道）	同 13. 12. 10			
奈 井 江 北	（農業用用排水）	同 11. 12. 16			
同	（暗きよ）	同 14. 1. 25			
同	（農道）	同 14. 1. 18			
同	（農業用用排水）	同 13. 7. 19			
同	（区画整理）	同 13. 12. 10			
同	（暗きよ）	同 11. 11. 30			
同	（農業用用排水）	同 13. 7. 19			
同	（区画整理）	同 14. 1. 10			
同	（農業用用排水）	同 11. 12. 14			
同	（区画整理）	同 13. 12. 10			
同	（暗きよ）	同 14. 1. 30			
大 曲	土地改良総合整備【水田農業振興緊急整備型】（農業用用排水）	同 13. 5. 31			
同	土地改良総合整備【水田農業振興緊急整備型】（暗きよ）	同 13. 9. 27			
同	一般農道整備（広域関連）	同 14. 1. 10			
同	農免農道整備	同 14. 1. 10			

北海道告示第1526号		
次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。		
平成14年9月24日		
1	落札に係る特定役務の名称及び数量	北海道知事 堀 達 也
2	漁業取締船海王丸上架修理工事一式	
3	落札者の氏名及び住所	
4	（1）氏 名 函東工業株式会社 代表取締役 津村 英輔	
5	（2）住 所 函館市浅野町3番11号	
6	落札金額	
7	競争の相手方を決定した手続	
8	一般競争入札	
9	一般競争入札の公告	
10	平成14年北海道告示第1260号	
11	契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地	
12	（1）名 称 北海道水産林務部資源管理課	
13	（2）所在地 北海道札幌市中央区北3条西6丁目	

北海道告示第1527号		
森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定を解除する。		
平成14年9月24日		
北海道知事 堀 達 也		

1(1) 解除に係る保安林の所在場所	空知郡南幌町1593の3・1594の4・1601・1602・1608 (以上5筆について次の図に示す部分に限る。)	北星コンサルタン ト株式会社 谷口久能	札幌市白石区南郷 通19南3	特 - 9 石第2029号	一部廃業 とび・土工、 さく井	同	14. 8. 14
(2) 保安林として指定された目的	風害の防備	安藤建設株式会社 安藤 敏	札幌市白石区北郷 2条4 - 5	般 - 11 石第2735号	一部廃業 土木	同	14. 8. 21
(3) 解除の理由	土地改良事業用地とするため	アースホーム有限 会社	札幌市北区北35西 6 - 1	般 - 12 石第16883号	全部廃業	同	14. 8. 30

(「次の図」は、省略し、その図面を北海道空知支庁経済部林務課及び南幌町役場に備え置いて縦覧に供する。)

2(1) 解除に係る保安林の所在場所

河東郡士幌町字中士幌163の1・163の2 (以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

- (2) 保安林として指定された目的
- 風害の防備
- (3) 解除の理由
- 農道用地とするため
- (「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝支庁経済部林務課及び士幌町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第1528号

建設業法 (昭和24年法律第100号) 第29条第1項の規定により、廃業等の届出のあった次の建設業の許可を取り消した。

平成14年9月24日

商号又は名称及び代表者の氏名	主たる営業所在地	建設業の許可の番号	北海道知事堀達也	処分年月日	北星コンサルタン ト株式会社 谷口久能	札幌市白石区南郷 通19南3	特 - 9 石第2029号	一部廃業 とび・土工、 さく井	同	14. 8. 14
堤土建株式会社敬喜	札幌市中央区南16条西16 - 2	特 - 9 石第1769号	一部廃業 土木、水道施設	平成14. 7. 31	安彦建設工業株式会社 木村高紀	旭川市9条西2 - 1	般 - 9 上第913号	一部廃業 造園	同	14. 8. 13
株式会社阿部建設阿部 時男	新篠津村第37線南1	般 - 13 石第5367号	一部廃業 建築	同 14. 8. 5	田中左官工業所 田中昭一	旭川市東光5条7 - 6	般 - 9 上第677号	全部廃業	同	14. 8. 20
有限会社小川組小川 一馬	恵庭市恵み野南3 - 1	般 - 9 石第15802号	一部廃業 造園	同 14. 8. 6	北都工機株式会社 菊地克臣	旭川市永山4条8 - 4	般 - 9 上第661号	一部廃業 板金	同	14. 8. 23
有限会社滝野観光堀井 寅三郎	札幌市南区滝野73番地	般 - 9 石第9969号	全部廃業	同 14. 8. 8	有限会社森川電気 森川和子	名寄市西7条北4 - 38	般 - 10 上第435号	全部廃業	同	14. 8. 29
株式会社リケン立野 満博	札幌市白石区東札幌4条1	般 - 9 石第14257号	一部廃業 土木	同 14. 8. 9	株式会社ツキ産商 奥山秀雄	旭川市永山町723 - 1	般 - 13 上第4284号	同	同	14. 8. 21
株式会社和宏商事藤 和夫	札幌市中央区南14条西14	般 - 9 石第14301号	全部廃業	同 14. 8. 13	牧村建設株式会社 牧村 匠	北見市北上777	般・特 - 12 網第929号	同	同	14. 8. 21
					青木建設株式会社 青木 淳	北見市常盤町2 - 4	特 - 12 網第966号	同	同	14. 8. 23

丸建新日本産業株式會社	留辺蘂町字米町1 - 5	般 - 13 網第2858号	全部廃業	平成14. 8. 26
三浦壽之				
株式會社明豐建設工業	苫小牧市有珠の沢町2 - 7	般・特 - 9 胆第2816号	一部廃業 土木、建築	同 14. 7. 18
山口誠				
株式會社ホートク永電哉	室蘭市港北町5 - 86	般 - 11 胆第4088号	一部廃業 大工	同 14. 8. 2
株式會社タカヤナギ	室蘭市築地町147 - 15	般・特 - 12 胆第3969号	全部廃業	同 14. 8. 7
高柳安晶				
有限会社吉田塗装店破産管財人岡田秀樹	苫小牧市啓北町1 - 14 - 9	般 - 13 胆第1797号	同	同 14. 8. 29
株式會社ホクセイハウス	帯広市自由が丘6 - 1	般 - 9 十第1630号	一部廃業 大工、内装	同 14. 8. 6
高橋誠也				
株式會社ちえん伊藤勝	帯広市西15条南14 - 1	般 - 9 十第3129号	一部廃業 大工	同 14. 8. 9
有限会社前川建設前川明廣	帯広市空港南町南10線	般 - 13 十第2589号	一部廃業 建築	同 14. 8. 26
株式會社松井建設松井武夫	釧路市愛国西1 - 13	特 - 13 釧第68号	一部廃業 土木	同 14. 8. 19
有限会社大澤建設大澤廣昭	釧路町昆布森1 - 68	般 - 11 釧第635号	一部廃業 土木、とび・土工	同 14. 8. 20
有限会社日章建設中井厚志	釧路市星が浦南3 - 3	般 - 13 釧第2227号	全部廃業	同 14. 8. 21
株式會社友邦建設高野圭逸	標茶町麻生9 - 56	般 - 9 釧第1502号	同	同
株式會社日野組日野貴	標茶町平和4 - 43	特 - 11 釧第1057号	一部廃業 建築	同 14. 8. 23

北海道告示第1529号

函館開発建設部長から、次のとおり公共測量を実施する旨、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による通知があった。

平成14年9月24日

1 作業種類 公共測量（3級基準点）

2 作業期間 平成14年9月17日から12月16日まで

3 作業地域 長万部町

北海道告示第1530号

札幌開発建設部長から、次のとおり公共測量の実施が終了した旨、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による通知があった。

平成14年9月24日

	北海道知事 堀 達也
1 作業種類	公共測量（3級基準点）
2 作業期間	平成14年6月24日から8月30日まで
3 作業地域	北広島市

北海道告示第1531号

石狩川開発建設部長から、次のとおり公共測量の実施が終了した旨、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による通知があった。

平成14年9月24日

	北海道知事 堀 達也
1 作業種類	公共測量(管内航空写真撮影)
2 作業期間	平成14年5月1日から7月31日まで
3 作業地域	深川市

北海道告示第1532号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道旭川土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成14年9月24日

北海道知事	堀	達也
1	道路の種類	道道
2	路線名	夕張新得線
3	道路の区域	間
	変更前後の別	敷地の幅員
		延長
		国道等との重複区間
	前	20.57 mから 48.54 mまで
		200.00 m
		——
	勇払郡占冠村字二二ツ国有 林上川南部森林管理署事業	

第 1 4 0 2 号

区1203林班イ小班から勇払郡占冠村字ニニウ国有林上川南部森林管理署事業区1203林班イ小班まで				後	23.49mから 51.41mまで	200.00m	—
勇払郡占冠村字ニニウ国有林上川南部森林管理署事業区1209林班イ小班から勇払郡占冠村字ニニウ国有林上川南部森林管理署事業区1209林班イ小班まで				前	52.31mから 74.50mまで	100.00m	—
				後	52.31mから 102.48mまで	100.00m	—

北海道告示第1533号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。
その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。
平成14年9月24日

北海道知事 堀 達 也

1	道路の種類	道道					
2	道路の路線名、区域及び縦覧場所	路 線 名 区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間	縦 覧 場 所
	円山天塩停車場線	天塩郡天塩町字川口8725番2地先から 天塩郡天塩町字川口8681番地先まで	前	17.40mから 30.26mまで	781.50m	—	北海道留萌土木現業所
	稚 内 幌 延 線	天塩郡幌延町字北進439番1地先から 天塩郡幌延町字北進388番3地先まで	後	21.19mから 49.92mまで	780.00m	—	同
			前	20.00mから 57.50mまで	1,280.00m	—	
			後	20.50mから 57.50mまで	1,287.00m	—	

北海道告示第1534号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成14年9月24日

北海道知事 堀 達 也

- 1 施行者の名称 芦別市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 芦別都市計画下水道事業芦別公共下水道
- 3 事業の施行期間 昭和55年11月29日から平成19年3月31日まで
- 4 事業地
- ア 収用の部分 変更なし
- イ 使用の部分 変更なし

北海道告示第1535号

平成10年北海道告示第1942号（北海道の指定金融機関及び収納代理金融機関）の一部を次のように改正する。

平成14年9月24日

北海道知事 堀 達 也

- 2 収納代理金融機関の項中「株式会社岩手銀行」の事項を削る。

公 衆

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）第9条第5項の規定により、平成15年4月から平成20年3月までを計画期間とする「北海道分別収集促進計画」を次のとおり公表する。

なお、「次のとおり」は、省略し、環境生活部環境室廃棄物対策課及び各支庁地域政策部環境生活課に備え置いて、一般の閲覧に供する。 平成14年9月24日			ーセント以上で、新規雇用者の1人平均の実労働日数（計画）がおおむね45日以上あること。		
北海道知事 堀 達也			(2) 選定基準		
公 知			ア 業務処理体制 実施体制が適切であること。		
次のとおりプロポーザルの提出を要請する。			イ 基礎調査		
平成14年9月24日			ア 実施方法が適切であること。		
1 業務概要			イ 調査内容・項目が適切であること。		
(1) 業 務 名			ウ 基礎調査結果の分析		
地域資源の活用可能性調査と活用モデルの提案（緊急地域雇用創出特別			ア 分析方法が適切であること。		
対策推進事業）			イ 活用可能性の評価区分及び活用の方向性の類型区分の設定が適切であること。		
(2) 業務内容			エ 現地調査		
地域に固有の多様な資源を活用した個性的な地域づくりの取り組みを			ア 実施方法が適切であること。		
推進するため、道内のさまざまな地域資源について、保全・活用の現状			イ 調査内容・項目が適切であること。		
と今後の計画等を明らかにする基礎調査を行い、その結果を、活用でき			オ 活用モデル作成		
る可能性の程度と方向性の違いによって評価・類型化した上で、活用で			ア 助言を受けようとする、観光、教育等の有識者の構成が適切であること。		
きる可能性が高い地域資源を数多く有する地区等において、地域資源と			イ 作成内容及びレイアウトイメージが適切であること。		
合わせて利用可能な観光関連施設や教育関連施設、人材等の周辺状況を			カ 提案会実施		
現地調査する。観光、教育等の有識者からの助言を受けつつ、個性的な			ア 実施方法が適切であること。		
地域づくりのための地域資源活用モデルを作成し、市町村等への提案会			イ 実施内容が適切であること。		
を実施するとともに、報告書に取りまとめる。			キ 報告書作成		
なお、詳細は、道が別に定め、企画提案説明書に記載する。			ア 助言を受けようとする、観光、教育等の有識者の構成が適切であること。		
(3) 履行期限 平成15年3月14日（金）			イ 作成内容及びレイアウトイメージが適切であること。		
2 参加要件及び選定基準			ク 業務処理スケジュール		
(1) 参加要件			実施スケジュールが適切であること。		
ア 道内法人又は道内に営業拠点（活動拠点）を有する法人であること。			ケ 雇用計画への適合性		
イ 平成14年9月23日の直前の納期限までの道税（消費税とともに納付される地方消費			緊急地域雇用創出特別対策推進事業の諸条件に適合していること。		
税を含むすべての道税をいう。）を滞納していない法人であること。			3 手続等		
ウ 近年において、国又は地方公共団体との間で、地域資源を活用した地域づくりや地			(1) 担当部局		
域住民・企業・行政の協働についての調査・計画・実施業務を契約・履行した実績が			郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目		
ある等、地域づくりと市民活動に関する十分な知識と経験を有する法人であること。			北海道総合企画部地域振興室地域政策課		
エ 業務の実施に伴う総事業費（消費税相当額は控除）に占める人件費割合が、おおむ			電話番号 011 - 231 - 4111 内線 23 - 469		
ね80パーセント以上確保できること。			(2) 企画提案説明書の交付期間並びに交付場所及び方法		
オ 事業の実施に伴う全労働者数に占める新規雇用の失業者数の割合が、おおむね75パ			交付期間 平成14年9月25日（水）から30日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。		
			交付時間は、午前9時から午後5時まで）		

交付場所 (1)に同じ。 交付方法 直接交付又は郵送。 (3) 資格審査申請書の提出期限並びに提出場所及び方法 提出期限 平成14年10月1日 (火) 午後5時まで (必着) 提出場所 (1)に同じ。 提出方法 持参又は郵送。 (4) 企画提案書の提出期限並びに提出場所及び方法 提出期限 平成14年10月11日 (金) 午後5時まで (必着) 提出場所 (1)に同じ。 提出方法 持参又は郵送。 4 その他 (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨 (2) 契約書作成の要否 (3) 関連情報入手するための照会窓口 3(1)に同じ。 (4) その他 ア 企画提案書に関するヒアリングを行う (企画提案者が多数ある場合は、書類のみに よる1次審査を行うことがある。)。 イ 詳細は、企画提案説明書によること。 次のとおりプロポーザルの提出を要請する。 平成14年9月24日	1 事業概要 (1) 事業名 北海道アウトドアガイドテキスト (上級編) 作成及び北海道アウトドア ガイド基本テキスト改訂事業 (2) 業務内容 「北海道アウトドア資格制度」に基づき認定する上級者 (ヌスターガイ ド) として必要な内容 (知識・技術) を写真や図表等を使用して解説す るテキストを作成するほか、平成13年度に作成した基本テキストの内容 (知識・技術) の改訂業務を委託する。 (3) 履行期限 平成15年3月20日 (木) 2 参加資格及び選定基準 (1) 企画提案書の提出者に要求する資格	ア 適正に業務を遂行するため、過去に官公庁又は民間団体等と本事業に類似する事業 の契約及び実施実績がある法人又は団体であること。 イ 事業の確実な実施のため、責任者のほか業務に従事できる者が2名以上確保できる 体制があること。 (2) 選定基準 ア 業務処理体制 本業務を実施するための体制 イ 企画提案の内容 ア) テキスト (上級編) 作成の編集方針 イ) テキスト (上級編) の企画構成イメージ ウ) 基本テキスト改訂の編集方針 エ) 業務処理スケジュール等 3 手続等 (1) 担当部課 〒060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総合企画部地域振興室地域政策課 電話番号 011 - 231 - 4111 内線 23 - 492 (2) 説明書の交付期間及び場所 平成14年9月24日 (火) から30日 (月) まで (土曜日及び日曜日は除く。交付時間は 午前9時から午後5時まで) 。 交付場所は(1)に同じ。 (3) 資格審査申請書の提出期限等 平成14年10月1日 (火) 午後5時 (必着) 提出場所は(1)に同じ。 提出方法は、持参又は郵送による。いずれの場合も提出方法を電話により事前に連絡 すること。 (4) 企画提案書の提出期限等 平成14年10月10日 (木) 午後5時 (必着) 提出方法は、持参又は郵送による。いずれの場合も提出方法を電話により事前に連絡 すること。 4 その他 (1) 契約書作成の要否 要 (2) 関連情報入手するための照会窓口 3(1)に同じ。
---	--	---

(3) その他
企画提案書に関するヒアリングを行う（企画提案者が多数ある場合は、書類のみによる1次審査を行うことがある）。
詳細は、企画提案説明書によること。

支 庁 告 示

北海道胆振支庁告示第9号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成14年9月24日

北海道胆振支庁長事務代理

北海道胆振支庁副支庁長 角 井 由美子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
勇払郡早来町字源武126 - 3のうち、198のうち、630のうち
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
勇払郡早来町字源武275番地
吉田 勝巳
- 3 開発許可年月日及び番号
平成14年5月7日 胆建指第14 - 2号

支 庁 公 告

次の軽油引取税免税証については、免税軽油使用者から亡失した旨の申出があったので、平成14年5月30日以降無効とした。

平成14年9月24日

北海道留萌支庁長 真 鍋 俊 彦

免 税 証 類 別	記 号 及 び 番 号	枚 数	業 種	有 効 期 間	免税証に記載された販売業者の住所（所在地）及び氏名（名称）	免 税 証 付 付 支 庁 名
100ℓ未満	G1189643 G1189645 G1189647	4	船舶	H14. 4. 1 H14. 6. 30	留萌市高砂町3丁目 中川石油商事株式会社 留 萌 営 業 所	北 海 道 留 萌 支 庁
200ℓ未満	H0574169 H057171 H054173	3	船舶	H14. 4. 1 H14. 6. 30	留萌市高砂町3丁目 中川石油商事株式会社 留 萌 営 業 所	北 海 道 留 萌 支 庁

次のとおりプロポーザルの提出を要請する。

平成14年9月24日

北海道胆振支庁長事務代理

北海道胆振支庁副支庁長 角 井 由美子

1 業務概要

- (1) 業 務 名 ロケーション誘致推進ツール作成業務

(2) 業務内容
映画・テレビ番組等のロケーションを誘致する活動を行う際に役立つ映像資料集を作成することにより、市町村や地域づくり関係者など地域におけるフィルム・コミッション機能の集積を効果的に促進するため、市町村、観光協会、写真愛好団体などが保有している写真の中から、胆振地域ならではの自然、風土、景観、街並み、暮らし、文化、祭事などを映し出した写真を選定の上、項目別に整理、分類、検索が可能なデータベースを構築し、複製が可能な形式により、DVD又はCD・ROM等に保存した映像資料集を作成する。

なお、ロケーション誘致活動に役立つ映像資料集とするため、道内外における映像関係者等のニーズに沿って、既存写真で不足する分の追加撮影を行うものとする。

- (3) 履行期限 平成15年2月28日（金）

2 参加要件及び選定基準

- (1) プロポーザルの参加要件

ア 経営状況、経営規模において契約の履行に支障のないこと。
イ 道内法人又は道内に営業拠点を有する法人であること。
ウ 映像制作及び映像関連産業に関する知識を有していること。
エ 映像や写真の撮影に関する経験と知識を有していること。
オ データベースのシステム設計に関する経験と知識を有していること。
カ 消費税相当額を控除した総事業費に占める人件費の割合が、おおむね80パーセント以上確保できること。

キ 事業に従事する全労働者数に占める新規雇用の失業者数の割合が、おおむね75パーセント以上で、新規雇用者の1人平均の実労働日数（計画）がおおむね45日以上あること。

- (2) プロポーザルの選定基準

ア 業務遂行能力
実施体制及び実施スケジュールが妥当であること。

イ 雇用計画への適合性 緊急地域雇用創出特別対策推進事業の諸条件に適合していること。 ウ 写真の選定 写真選定の考え方、視点、基準等が明確であることなど。 エ 分類項目の設定 映像制作者や写真撮影者の専門的見地が反映されていることなど。 オ データベース構築 利用者へのアピール度と利便性が高いことなど。 カ 写真の追加撮影 被写体選定の考え方、視点、基準等が明確であることなど。 3 手続等 (1) 担当部局 北海道胆振支庁地域政策部地域政策課 郵便番号 051 - 8558 室蘭市幸町 9 番11号 電話番号 0143 - 22 - 9131 内線 2195 ファクシミリ 0143 - 22 - 4761 メールアドレス iburi.chisei2@pref.hokkaido.jp (2) プロポーザル説明書の交付期間及び場所 交付期間 平成14年 9 月24 日（火）から30 日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。 交付時間は、午前 9 時から午後 5 時まで） 交付場所 (1)に同じ。 (3) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法 提出期限 平成14年10月 2 日（水）午後 5 時まで（必着） 提出場所 (1)に同じ。 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。） (4) プロポーザルの提出期限並びに提出場所及び方法 提出期限 平成14年10月16 日（水）午後 5 時まで（必着） 提出場所 (1)に同じ。 提出方法 持参に限る。 4 その他 (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨 (2) 契約書作成の要否 (3) 関連情報入手するための照会窓口
--

3 (1)に同じ。 (4) その他 プロポーザル参加事業者として選定されなかった者には、その旨を通知する。 提出されたプロポーザルについては、ヒアリングを行う。 詳細は、プロポーザル説明書によること。
真砂重七郎副知事 北海道教育庁実習船管理局告示第 4 号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成14年 9 月24日 北海道教育庁実習船管理局長 石 田 良 雄 1 落札に係る特定役務の名称及び数量 実習船若竹丸第三種中間検査工事 一式 2 落札を決定した日 平成14年7月17日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 函東工業株式会社 代表取締役 津村 英輔 (2) 住 所 函館市浅野町 3 番11号 4 落札金額 75,495,000円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成14年度北海道教育庁実習船管理局告示第 2 号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道教育庁実習船管理局 (2) 所在地 北海道函館市美原 4 丁目 6 番16号
真砂重七郎副知事 北海道公安委員会告示第86号 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第 4 号）第 6 条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合している旨の検定（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第 4 項の検定をいう。）を行う

たので、同規則第9条第1項の規定により公示する。

平成14年9月24日

北海道公安委員会委員長 佐 野 文 男

1	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	大阪府大阪市中央区内本町一丁目1番4号 株式会社藤商事
	代 表 者 の 氏 名	代表取締役 松元 邦夫
	製造又は検査を行 う事業所の所在地	愛知県一宮市丹陽町三ツ井字下平6番地
	型式	遊技機の種類 ばちんこ遊技機
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
	型 式 名	C R に や ん に や ん ド リ ー ム D
	製造業者名	株式会社藤商事
	型式試験番号	20049500
	検 定 年 月 日	平成14年9月24日
	検 定 番 号	第20049500号
2	検定の有効期間	公示の日（平成14年9月24日）から3年間
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県名古屋市中区丸の内二丁目11番13号 株式会社サッセイアールアンドデイ
	代 表 者 の 氏 名	代表取締役 梅村 義孝
	製造又は検査を行 う事業所の所在地	愛知県稲沢市大矢町高松五十二番地一
	型式	遊技機の種類 ばちんこ遊技機
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
	型 式 名	C R ト ラ ム ク ラ ッ シ ュ S V
	製造業者名	株式会社サッセイアールアンドデイ
	型式試験番号	20052500
	検 定 年 月 日	平成14年9月24日
3	検 定 番 号	第20052500号
	検定の有効期間	公示の日（平成14年9月24日）から3年間
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県名古屋市中村区長戸井町三丁目12番地 豊丸産業株式会社
	代 表 者 の 氏 名	代表取締役 永野 裕豊
	製造又は検査を行 う事業所の所在地	愛知県名古屋市中村区長戸井町三丁目12番地
	型式	遊技機の種類 ばちんこ遊技機
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
	型 式 名	遊技機の種類 ばちんこ遊技機
	製造業者名	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
	型式試験番号	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ

4	型式	C R ど う 伍 ! ル ー レ ッ ト S
	製造業者名	豊丸産業株式会社
	型式試験番号	20053500
	検 定 年 月 日	平成14年9月24日
	検 定 番 号	第20053500号
	検定の有効期間	公示の日（平成14年9月24日）から3年間
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県名古屋市中村区今池三丁目9番21号 株式会社三洋物産
	代 表 者 の 氏 名	代表取締役 金沢 要求
	製造又は検査を行 う事業所の所在地	愛知県名古屋市中村区今池二丁目1番27号
	型式	遊技機の種類 ばちんこ遊技機
5	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
	型 式 名	C R 雀 ジ ャ ン パ ラ ダ イ ス L 3
	製造業者名	株式会社三洋物産
	型式試験番号	20050500
	検 定 年 月 日	平成14年9月24日
	検 定 番 号	第20050500号
	検定の有効期間	公示の日（平成14年9月24日）から3年間
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県名古屋市中村区今池三丁目9番21号 株式会社三洋物産
	代 表 者 の 氏 名	代表取締役 金沢 要求
	製造又は検査を行 う事業所の所在地	愛知県名古屋市中村区今池二丁目1番27号

6	製造又は検査を行 う事業所の所在地		埼玉県川越市南台一丁目10番地 8
	型式の種類	ばちんこ遊技機	
	型式の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第 6 条第 1 号イ	
	型 式 名	ＣＲ玉緒でツカシ！！X	
	製造業者名	サミー株式会社	
	型式試験番号	20054000	
	検 定 年 月 日	平成14年 9 月24日	
	検 定 番 号	第20054000号	
	検定の有効期間		
	公示の日（平成14年 9 月24日）から 3 年間		
7	検定申請者の氏名 又は名称及び住所		愛知県名古屋市中村区烏森町三丁目56番地 株式会社ニユーギン
	代 表 者 の 氏 名	代表取締役 新井 悠司	
	製造又は検査を行 う事業所の所在地		三重県桑名市大字下深谷部字山之原337番 1
	型式の種類	ばちんこ遊技機	
	型式の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第 6 条第 1 号イ	
	型 式 名	ＣＲ西部警察ＬＢ	
	製造業者名	株式会社ニユーギン	
	型式試験番号	20053400	
	検 定 年 月 日	平成14年 9 月24日	
	検 定 番 号	第20053400号	
8	検定の有効期間		公示の日（平成14年 9 月24日）から 3 年間
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所		愛知県名古屋市中村区烏森町三丁目56番地 株式会社ニユーギン
	代 表 者 の 氏 名	代表取締役 新井 悠司	
	製造又は検査を行 う事業所の所在地		三重県桑名市大字下深谷部字山之原337番 1
	型式の種類	ばちんこ遊技機	
	型式の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第 6 条第 1 号イ	
	型 式 名	ＣＲ西部警察ＬＡ	
	製造業者名	株式会社ニユーギン	
	型式試験番号	20053300	
	検 定 年 月 日	平成14年 9 月24日	
検 定 番 号	第20053300号		
検定の有効期間			
公示の日（平成14年 9 月24日）から 3 年間			

9	検定申請者の氏名 又は名称及び住所		愛知県名古屋市中村区鴨付町一丁目22番地 株式会社大一商会
	代 表 者 の 氏 名	代表取締役 市原 高明	
	製造又は検査を行 う事業所の所在地		愛知県西春日井郡西春日町大字沖村字西ノ川 1 番地
	型式の種類	ばちんこ遊技機	
	型式の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第 6 条第 1 号イ	
	型 式 名	ＣＲ夢の超特急ＬＸ	
	製造業者名	株式会社大一商会	
	型式試験番号	20046300	
	検 定 年 月 日	平成14年 9 月24日	
	検 定 番 号	第20046300号	
10	検定の有効期間		公示の日（平成14年 9 月24日）から 3 年間
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所		愛知県名古屋市中村区鴨付町一丁目22番地 株式会社大一商会
	代 表 者 の 氏 名	代表取締役 市原 高明	
	製造又は検査を行 う事業所の所在地		愛知県西春日井郡西春日町大字沖村字西ノ川 1 番地
	型式の種類	ばちんこ遊技機	
	型式の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第 6 条第 1 号イ	
	型 式 名	ＣＲ夢の超特急ＡＸ	
	製造業者名	株式会社大一商会	
	型式試験番号	20051000	
	検 定 年 月 日	平成14年 9 月24日	
検 定 番 号	第20051000号		
11	検定の有効期間		公示の日（平成14年 9 月24日）から 3 年間
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所		愛知県名古屋市中村区鴨付町一丁目22番地 株式会社大一商会
	代 表 者 の 氏 名	代表取締役 市原 高明	
	製造又は検査を行 う事業所の所在地		愛知県西春日井郡西春日町大字沖村字西ノ川 1 番地
	型式の種類	ばちんこ遊技機	
	型式の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第 6 条第 1 号イ	
	型 式 名	ＣＲ夢の超特急ＺＸ	
	製造業者名	株式会社大一商会	
	型式試験番号	20047800	

検 定 年 月 日	平成14年9月24日		
検 定 番 号	第20047800号		
検 定 の 有 効 期 間	公示の日（平成14年9月24日）から3年間		
検 定 申 請 者 の 氏 名 又 は 名 称 及 び 住 所	愛知県名古屋市中村区長戸井町三丁目2番地 豊丸産業株式会社		
代 表 者 の 氏 名	代表取締役 永野 裕豊		
製 造 又 は 検 査 を 行 う 事 業 所 の 所 在 地	愛知県名古屋市中村区長戸井町三丁目12番地		
12 型 式 の 概 要	遊技機の種類	ばちんこ遊技機	
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ	
	型 式 名	C R ど っ 缶 ！ ル ー レ ッ ト V	
	製 造 業 者 名	豊丸産業株式会社	
	型式試験番号	20055000	
検 定 年 月 日	平成14年9月24日		
検 定 番 号	第20055000号		
検 定 の 有 効 期 間	公示の日（平成14年9月24日）から3年間		

調 査 票 申 込 用 紙

北海道警察本部告示第166号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
平成14年9月24日

北海道警察本部長 上 原 美都男

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び数量
冬用タイヤ 718本
 - (2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書による。
 - (3) 納 入 期 限 平成14年10月25日
 - (4) 納 入 場 所 契約担当者等の指定する場所
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第9号に規定する物品の購入の資格を有すること。
 - (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- 3 契約条項を示す場所

北海道札幌市中央区北2条西7丁目
北海道警察本部総務部会計課
電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 北海道札幌市中央区北2条西7丁目
北海道警察本部1階入札会場

(2) 入 札 日 時 平成14年10月8日 午前10時

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

5 入 札 保 証 金

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号、以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

6 郵便等による入札

(1) 郵便による入札は、認めない。

(2) 電報による入札は、認めない。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 北海道札幌市中央区北2条西7丁目
北海道警察本部総務部会計課

電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

8 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

要

10 そ の 他

(1) 開札の時において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り

捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
ア 名 称 北海道警察本部総務部会計課
イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8520 北海道札幌市中央区北2条西7丁目

電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236

(4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(5) この入札の執行は、公開する。

(6) 詳細は、入札説明書による。